

未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名:環境局

頁	整理番号	債権名	所管部署 (連絡先)
1	2	過払い給与の戻入金	総務部職員課(06-6630-3161)
3	3	一般廃棄物処理手数料	事業部一般廃棄物指導課(06-6630-3272)
5	5	建物賃貸料(浅香資源再生共同作業場)	環境管理部環境管理課(環境規制)(06-6615-7977)
7	6	霊園手数料	事業部事業管理課(斎場霊園)(06-6630-3135)
9	7	斎場使用料	事業部事業管理課(斎場霊園)(06-6630-3137)
11	9	路上喫煙の防止に関する条例の違反過料・督促手数料	事業部事業管理課(06-6630-3228)

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	職員課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	過払い給与戻入金	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	----------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	132	0	132	0	0	0	132	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	132
平29実績	132	0	132	0	0	0	132	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	132
平30当初目標	122	0	122	10	0	10	112	8.2%	8.2%	0	0	0	0	0	-	-	8.2%	8.2%	112
平30実績	132	0	132	20	0	20	112	15.2%	15.2%	0	0	0	0	0	-	-	15.2%	15.2%	112
令元当初目標	112	0	112	10	0	10	102	8.9%	8.9%	0	0	0	0	0	-	-	8.9%	8.9%	102
令元努力目標	112	0	112	20	0	20	92	17.9%	17.9%	0	0	0	0	0	-	-	17.9%	17.9%	92
令2当初目標	92	0	92	10	0	10	82	10.9%	10.9%	0	0	0	0	0	-	-	10.9%	10.9%	82

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強 制 公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非 強 公 ・ 私 債 権			債務名義の取得のため、個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため、法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過 年 度	件数								1	1							0	1
	残高								112	112							0	112
現 年 度	件数									0							0	0
	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } 又は ⑭ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	112

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約書の提出があった1件(H25)について、1回以上の訪問及び電話により、定期的な納付ができるよう、催告並びに履行監視を行う。	—
取組実績	分納誓約書の提出があった1件(H25)について、履行監視を行う。	—
課題	分割納付書のうち、納付されていない納付書がある。	—
改善策	納付されていない納付書について督促を行い、定期的な納付を求める	—

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約書の提出があった1件(H25)について、1回以上の訪問及び電話により、定期的な納付ができるよう、催告並びに履行監視を行う。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	一般廃棄物指導課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権名	一般廃棄物処理手数料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	----------	-------------	-----	-----	------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	108	0	108	0	0	0	108	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	108
平29実績	108	0	108	0	0	0	108	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	108
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	108	0	108	0	0	0	108	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	108
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	108	0	108	108	0	108	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑱	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑫	⑬	⑤	⑦	⑥		⑩~⑱
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権計	合計
	非強公・私債権		又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの				債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの					法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの		強制執行債権計	
過年度	件数								0						1		1	1
	残高								0						108		108	108
現年度	件数								0								0	0
	残高								0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑱

30年度末時点の債務者数	1人	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	108

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	平成24年11月・12月分一般廃棄物処理手数料を滞納している1件(但し、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可基準を満たさなかったため、平成25年12月19日に許可取消。以下「当事者」という。)が、平成25年3月から生活保護受給中であることが明らかとなったため、概ね半年ごとに生活保護受給確認を自治体に照会する。生活保護廃止が判明した段階で、当事者に対する請求を再開する。	納入期限が過ぎても納付が確認できない業者に対し電話等で速やかに督促を行った。
取組実績	平成30年5月と11月に当事者居住自治体へ生活保護支給状況についての照会を行い、いずれにおいても生活保護受給中であることを確認した。	取組みにより、現年度徴収率は100%となった。
課題	当事者が現在生活保護受給中であり、強制徴収できない公債権のため、支払督促や差押などの法的手段をとることができない。	—
改善策	引き続き、半年に一回程度の頻度で受給確認を行い生活保護廃止となり次第請求を再開する。	—

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	当事者が現在生活保護受給中であり、強制徴収できない公債権のため、支払督促や差押などの法的手段をとることができないことから半年に一回程度の頻度で受給確認を行い生活保護廃止となり次第請求を再開する。また費用対効果の観点から、支払督促などの法的な手段は断念せざるを得ない。	納入期限が過ぎても納付が確認できない業者に対しては、電話等で速やかに督促を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	環境管理課(環境規制)	債権整理番号(3ケタ)	005	債権名	建物賃貸料(浅香資源再生共同作業場)	債権区分	私債権
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	--------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	384	0	384	9	0	9	375	2.3%	2.3%	0	0	0	0	0	-	-	2.3%	2.3%	375
平29実績	375	0	375	12	0	12	363	3.2%	3.2%	0	0	0	0	0	-	-	3.2%	3.2%	363
平30当初目標	363	0	363	12	0	12	351	3.3%	3.3%	0	0	0	0	0	-	-	3.3%	3.3%	351
平30実績	363	1	362	12	0	13	350	3.3%	3.6%	0	0	0	0	0	-	-	3.3%	3.6%	350
令元当初目標	351	0	351	12	0	12	339	3.4%	3.4%	0	0	0	0	0	-	-	3.4%	3.4%	339
令元努力目標	350	0	350	12	0	12	338	3.4%	3.4%	0	0	0	0	0	-	-	3.4%	3.4%	338
令2当初目標	338	0	338	12	0	12	326	3.6%	3.6%	0	0	0	0	0	-	-	3.6%	3.6%	326

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑱	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑫	⑬	⑤	⑦	⑥		整理債権 ⑩~⑱ 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価見込が、未収金が残る、回収見込みのないもの	回収債権①~⑨計	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	
非強制公・私債権			又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のための法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの				債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの									
過年度	件数						1		1								0	1
過年度	残高						350		350								0	350
現年度	件数								0								0	0
現年度	残高								0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑱

30年度末時点の債務者数	1人	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	350

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・経済戦略局と共同で債務者に対して、納付金額の増額を求める。	—
取組実績	・H31.3.18 債務者と次年度の納付について粘り強く交渉したが、納付金額は今年度と同額となった。また、誓約書を取得した。	—
課題	・債務者と納付について交渉を行ったが、今年度と同額納付となった。	—
改善策	・今後、経済戦略局と共同で債務者に対して納付金額の増額を求める。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・経済戦略局と共同で債務者に対して納付金額の増額を求める。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	事業管理課(斎場霊園)	債権整理番号(3ケタ)	006	債権名	霊園手数料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	-------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	12,515	321	12,194	1,316	0	1,637	10,878	10.8%	13.1%	183,879	181,527	0	181,527	2,352	98.7%	98.7%	93.3%	93.3%	13,230
平29実績	13,230	933	12,297	1,686	2,282	4,901	8,329	13.7%	37.0%	156,215	151,188	0	151,188	5,027	96.8%	96.8%	90.7%	92.1%	13,356
平30当初目標	11,010	0	11,010	3,303	149	3,452	7,558	30.0%	31.4%	182,225	180,403	0	180,403	1,822	99.0%	99.0%	95.1%	95.1%	9,380
平30実績	13,356	497	12,859	1,869	916	3,282	10,074	14.5%	24.6%	146,568	144,449	0	144,449	2,119	98.6%	98.6%	91.8%	92.4%	12,193
令元当初目標	9,380	0	9,380	2,814	68	2,882	6,498	30.0%	30.7%	182,225	180,403	0	180,403	1,822	99.0%	99.0%	95.6%	95.7%	8,320
令元努力目標	12,193	0	12,193	1,829	365	2,194	9,999	15.0%	18.0%	274,750	272,002	0	272,002	2,748	99.0%	99.0%	95.4%	95.6%	12,747
令2当初目標	12,747	0	12,747	1,912	256	2,168	10,579	15.0%	17.0%	140,000	138,600	0	138,600	1,400	99.0%	99.0%	92.0%	92.2%	11,979

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑫	⑬	⑤	⑦	⑥	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、分割納付の履行が滞り、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの				債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの					法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの		
過年度	件数		737						737							0	737
	残高		10,074						10,074							0	10,074
現年度	件数	151							151							0	151
	残高	2,119							2,119							0	2,119

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	383人	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	888
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	12,193

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続き郵送・電話による催告を実施する。 長期滞納者については、自宅への訪問面談を行い、未収金の納付を促す。また、霊地返還及び霊地使用権の取消についての説明も行い、今後の未収金発生防止に努める。 時効成立を防ぐため、債務承認書の徴取に努める。 納付が見込めない場合等には、使用権取消を行う。	未納者に対しては、引き続き郵送・電話による催告を実施する。 連絡が取れない使用者へは、霊地へのブラカートの設置、戸籍照会、縁故者への聞き取り等を行い使用者の居所・連絡先の調査を行う。 支払困難者については、霊地返還を促し、霊地返還還付金との相殺をもって未収金の解消を図る。
取組実績	長期滞納者の自宅訪問し、未収金の納付を促した。本人在宅の場合、その場で債務承認書を徴取した。 (24件訪問：6件納付あり、11件使用許可取消し、5件戸籍等引き続き調査、2件引き続き交渉中。)	管理料更新時に、20年前前納が難しい者については、5年・1年前納に変更し、現年度分の未収発生を防いだ。 支払困難者に霊地返還を促した結果、約30件の返還があり、霊地返還還付金と滞納管理料の相殺を行った。
課題	郵送や電話による催告だけでは、納付に至らない場合が多い。 訪問した際に、在宅し面談が出来た債務者は滞納解消が見られたが、留守が多く、債務者と面談することが困難であった。 泉南メモリアルパークの使用者は大阪市民に限っておらず、府内・全国に存在するため自宅への訪問督促が困難である。	前回の管理料納付から20年を経過している債務者が多く、不着返戻等による居所調査に時間を要することもある。
改善策	督促訪問については、市内居住者を優先し行ってきたが、今後、指定管理者と協力し、その他の地域に住む債務者宅への督促訪問を予定している。	戸籍等調査を適宜行い、生死・所在地の確認に努める。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	督促訪問を年2回行う。時効管理を適正に行い、不納欠損を行う。	電話・郵送による督促と、公用請求による戸籍等調査。20年前前納から5年前前納への切替を勧め、滞納を防ぐ。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	事業管理課(斎場霊園)	債権整理番号(3ケタ)	007	債権名	斎場使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	-------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	50	0	0	0	50	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50
平29実績	50	0	50	0	0	0	50	0.0%	0.0%	50	0	0	0	50	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	100	0	100	0	0	0	100	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	100
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	100	0	100	100	0	100	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑱	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑫	⑬	⑤	⑦	⑥		整理債権 ⑩~⑱ 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価見込が、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2							2							0	2
残高			100							100							0	100
現年度	件数		0							0							0	0
残高			0							0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑱

30年度末時点の債務者数	2人	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	100

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	平成28年度・平成29年度に発生した未収金100千円については、引き続き債務者あてに文書・電話等にて納付交渉を行う。	差額の斎場使用料を請求すべき事案が発生した場合は、速やかに使用者へ通知を行う。
取組実績	【平成28年度分】平成29年4月に電話連絡、納付書再送、平成29年7月に納付依頼文・納付書ともに郵送。令和元年5月文書にて状況確認・連絡依頼。 【平成29年度分】平成30年3月30日に差額徴収の旨文書郵送、平成30年5月納付依頼文・納付書ともに郵送。令和元年5月文書にて状況確認・連絡依頼。その後電話連絡があり、納付意志が確認できたため納付書再交付し郵送。 火葬許可証の住所を訂正した際は、区役所から当局へ速やかに連絡するよう、平成30年2月に、市民局及び事務処理の遅い区役所へ電話連絡した。	上記取組により本年度の未収発生を防いだ。
課題	区役所で夜間等に住所未確認のまま火葬許可証を発行することが、本債権が発生する要因となっている。 また、火葬許可証の内容を訂正した際には、当局へ速やかな連絡が必要である。	火葬時に、市外居住者であることの判断はつかないため、事実が判明した段階で速やかに使用者へ通知する必要があると考える。
改善策	市民局及び区役所に対し、事務処理方法の見直し等を要望していくこととする。	納入通知書の送付後も、入金がされているかどうかの確認を行い、入金が確認できない場合は、電話及び書面による督促を併せて行うこととする。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	市民局及び区役所に対し、事務処理方法の見直し等を要望していくこととする。 平成28年度及び平成29年度に発生した未収金について、引き続き債務者あて電話・郵送による催促・納付交渉を行う。	差額の斎場使用料を請求すべき事案が発生した場合は、速やかに使用者へ通知を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	環境局	課・担当	事業管理課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権名	路上喫煙の防止に関する条例の違反過料・督促手数料	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	-------	-------------	-----	-----	--------------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	129	0	129	0	58	58	71	0.0%	45.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	45.0%	71
平29実績	71	0	71	3	67	70	1	4.2%	98.6%	0	0	0	0	0	-	-	4.2%	98.6%	1
平30当初目標	1	0	1	1	0	1	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	1	0	1	0	1	1	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑱	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑫	⑬	⑤	⑦	⑥		整理債権 ⑩~⑱ 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
非強公・私債権				債務名義の取得のための法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1							1							0	1
残高			1							1							0	1
現年度	件数									0							0	0
残高										0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	納付書の発行時に電話番号等の連絡先を聞き取っているため、連絡可能な違反者は繰り返し電話による催告を行い、所在不明の違反者に対しては、可能な限り所在を調査し、調査に努める。	過料の徴収について新たな納付書の交付は行わず、現場で指導員が徴収するよう努める。
取組実績	繰り返し電話による督促を行うものの、つながらない。	新たな納付書の発行は行っていない。
課題	所在不明の違反者への徴収に対して督促が行えない。	—
改善策	引き続き、可能な限り督促を行うよう努める。また、過料徴収に対して新たな納付書の発行は行わず、現場で指導員が徴収するよう努める。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	納付書の発行時に電話番号等の連絡先を聞き取っているため、連絡可能な違反者は繰り返し電話による催告を行い、所在不明の違反者に対しては、可能な限り所在を調査し、調査に努める。	過料の徴収について納付書の交付は行わず、現場で指導員が徴収するよう努める。